

岩国市における建築基準法第12条第1項の規定により定期報告が必要な特定建築物および報告時期

1. 建築基準法施行令第16条で定める建築物(注1)

	対象用途	規模等(注2)	報告時期(注3)
(1)	◆ 劇場 ◆ 映画館 ◆ 演芸場	① 当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 ② 当該用途の床面積(客席部分)が200㎡以上の場合 ③ 主階が1階にない場合 ④ 当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合	令和9年度
(2)	◆ 観覧場(屋外観覧場は除く。) ◆ 公会堂 ◆ 集会場	① 当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 ② 当該用途の床面積(客席部分)が200㎡以上の場合 ③ 当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合	令和9年度
(3)	◆ 病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。) ◆ 旅館、ホテル	① 当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 ② 2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合(注4) ③ 当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合	令和8年度
	◆ 共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る。) ◆ 寄宿舍(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者 グループホーム、障害者グループホームに限る。) ◆ 就寝用途の児童福祉施設等 ・助産施設、乳児院、障害児入所施設 ・助産所 ・盲導犬訓練施設 ・救護施設、更生施設 ・老人短期入所施設(小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。)その他これに類するもの(注5) ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム ・母子保健施設 ・障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。)を行う事業所(注6)		令和9年度
(4) (注7)	◆ 体育館 ◆ 博物館 ◆ 美術館 ◆ 図書館 ◆ ボーリング場 ◆ スキー場 ◆ スケート場 ◆ 水泳場 ◆ スポーツの練習場	① 当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 ② 当該用途の床面積が2,000㎡以上の場合	令和9年度
(5)	◆ 百貨店 ◆ マーケット ◆ 展示場 ◆ キャバレー ◆ カフェー ◆ ナイトクラブ ◆ バー ◆ ダンスホール ◆ 遊技場 ◆ 公衆浴場 ◆ 待合 ◆ 料理店 ◆ 飲食店 ◆ 物品販売業を営む店舗(床面積が10㎡以内のものを除く。)	① 当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 ② 2階にある当該用途の床面積が500㎡以上の場合 ③ 当該用途の床面積が3,000㎡以上の場合 ④ 当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合	令和8年度

2. 岩国市建築基準法施行細則第9条に基づき指定する建築物

<https://www.city.iwakuni.lg.jp/soshiki/47/45333.html>

	対象用途	規模等	報告時期(注3)
(6)	○百貨店 ○マーケット ○その他物品販売業を営む店舗	避難階以外の階を当該用途に供しないものであり、かつ、当該用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの	令和8年度
(7)	○事務所その他これに類する用途に供する建築物	階数が5以上であり、かつ、当該用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの	令和9年度

(注1) 避難階以外の階を次に掲げる用途に供するもの。

(注2) いずれかに該当すれば、対象建築物になる。

(注3) 以後3年目ごとに報告が必要(ただし、前回の報告日から起算して3年を経過する日がある場合には、属する月の末日が提出期限となる)。
対象建築物が新築または改築工事の検査済証の交付を受けた場合、その直後の報告時期は免除される。

(注4) 病院、有床診療所については、2階の部分に患者の収容施設がある場合に限る。

(注5) 宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンターは、「その他これに類するもの」に該当する。

(注6) 利用者の就寝の用に供するものに限る。

(注7) 学校に附属するものを除く。